

副業・兼業人材 活用促進補助金 のお知らせ



茨城県では、プロフェッショナル人材戦略拠点を通して副業・兼業人材を活用する県内企業等に対し、その経費の一部を補助し、経営課題解決に資する人材確保の取組を支援します！

補助対象事業者



茨城県内に事業所を
有する企業等の事業者

補助対象期間

交付決定日から **2027年2月15日** 月 まで

※予算の上限に達した場合、募集期間内に締め切ることがあります。

補助対象経費

副業・兼業人材に
支払う報酬

人材紹介手数料

民間人材ビジネス事業者に支払った
経費のうち、人材紹介に要した手数料

副業・兼業人材の
交通費・宿泊費

補助率

$\frac{8}{10}$

補助限度額

50万円

※ただし、2027年2月15日(月)までに
支払いを完了した経費に限ります。

※補助対象経費は、消費税及び
地方消費税に相当する額を除いた額。

補助対象について (※詳細は交付要綱でご確認ください)

- 1 茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点(プロ人材拠点)を通じて国内在住の副業・兼業人材を活用すること。
- 2 経営課題解決のために、副業・兼業人材の活用に要した報酬・移動費・紹介手数料を自ら負担していること。
- 3 過去に一度もプロ人材拠点を通して副業・兼業人材の活用を行っていない県内企業等が対象となります。

その他注意点

- 副業・兼業人材との契約期間は6か月を上限とし、交付決定日から2027年2月15日までに契約期間が終了するもの。
- 同時に複数人の副業・兼業の活用を開始した場合、補助対象はその中の1人分のみとなります。
- 補助金交付には、交付申請書・関係書類一式を提出し、交付決定を受ける必要があります。申請受付後、県による所定の審査があります。
- 補助金の受給にはその他要件があります。詳しくは補助金交付要綱をご確認ください。



申請の流れ

詳しくは茨城県副業・兼業人材活用促進補助金交付要綱をご確認ください。
申請書等の様式のダウンロードもこちらから▶
<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/projin/fukugyokengyocho.html>

交付要綱



01

茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点への相談 《補助対象事業者》

茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点へ企業情報シートを提出。

02

登録人材紹介事業者への取り次ぎ 《プロ人材拠点》

03

副業・兼業人材の業務委託等の決定（マッチング） 《補助対象事業者》

業務委託等が決定したら、茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点と相談のうえ、補助金交付申請書及び添付書類を作成、準備してください。

04

補助金交付申請書の提出 《補助対象事業者 → プロ人材拠点 → 茨城県》

2027年2月15日(月)までに実績報告書を提出していただくため、交付決定・活動期間を十分考慮し、早めに申請していただく必要があります。
※交付申請書は、副業・兼業人材の就業開始日の2週間前までにご提出ください。

05

補助金の交付決定 《茨城県 → 補助対象事業者》

県では、申請内容を審査し、適正と認める場合、交付決定通知書により申請者へ通知します。

06

実績報告書の提出 《補助対象事業者 → プロ人材拠点 → 茨城県》

補助金の交付決定後、副業・兼業人材の業務委託等による経費の支払い完了後、(1)補助事業の完了日から30日以内、または(2)2027年2月15日(月)のうちいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

07

実績報告の確認 《茨城県》

県では、実績報告書の内容を審査します。

補助金対象期間は
2027年

2月15日(月)までです。

08

補助金額の確定・支払い 《茨城県 → 補助対象事業者》

補助金額の確定後、補助金の支払いとなります。



お問い合わせ先

人材相談・お問合せ

茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点
(株式会社ひたちなかテクノセンター内)

☎ 029-264-2200 [平日9:00～17:00]

✉ projinzai@htc.co.jp

補助金申請について

茨城県産業戦略部 労働政策課
雇用促進対策室

☎ 029-301-3645 [平日8:30～17:15]

✉ rousei2@pref.ibaraki.lg.jp